

30 年 4 月 27 日

高知市議会議長 様

会 派 名 高知市議会公明党
代表者名 山根 堂宏

第 4 四半期政務活動費(1・2・3月分)収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	2,797,533
第 4 四半期政務調査費 (1・2・3月分)	1,800,000
利 息	12
合 計	4,597,545

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	88,615 ✓
研 修 費	358,158 ✓
請 願 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	3,499 ✓
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	186,859 ✓
広 報 広 聴 費	300,563 ✓
人 件 費	0
事 務 諸 費	775,669
合 計	1,713,363

3 収支差引額(返還額) 金 2,884,182 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動 内容 等	期間又は 月 日	1 月 1 日 (月) ~ 3 月 31 日 (土)	
	支 出 先	四国エネルギー共販(株)ほか	
	目的・内容 ・ 結果等	政務活動のために必要な経費	
支 出 金 額 等	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調査研究費	ガソリン代案分額	51,825 円
	研 修 費		
	要請・陳情 活 動 費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人 件 費		
	事務諸費		
			合 計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	31 枚
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

高木 妙

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

高木 妙

No. 6530

様

✳ ¥ 3,996-

但 レギュラーガソリン 27ℓ @148-
2018年1月30日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金	
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

高知市北本町3-4-22
四国エネルギー共販株式会社
高知駅前通GS
TEL 088-883-6371

$$3996 \times \frac{3}{8} = 1498$$

ENEOS

納品書(領収書)

2018年01月30日 16:04

売上

Tカード会員 様

6-690013-49994-000

現金会員

車両番号

実車番

0026-00

レギュラー

P-11

27.00ℓ(個)

*

@148

¥3,996

合計

¥3,996

(内消費税等(8.00%))

¥296)

釣銭 10000-6004 5000-1004

4000-4

Tカード会員コード:

Tポイント:基本P

18P

特別P

0P

今回計

18P

利用可能ポイント

1591P

このT会員番号は会員情報が未反映のためポイントは貯まりますがご利用はできません。ポイント利用されるには、お客様ご自身で、カード裏面のTサイトより会員情報登録をおねがひいたします。(14)

本日付与されたポイントは2~3日1日おきに反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

R No 039062

領 収 証

寺内 憲資 様

印
紙

¥ 7 0 5 3

ただし 1月分油代 (492)

上記の通り有難く領収致しました

平成 30年 1月 30 日

入 金 内 訳	
現金	✓
小切手	
振込	
相殺	
手形	
軽油税	
消費税	



コープ 高知 特約店
高知 株式会社

高知市 6番44号
TEL 822-7525 FAX 822-7525



25.1. 2×50×1000冊

ガソリン代 按分額

$$7,053 \text{ 円} \times \frac{3}{8} = 2,644 \text{ 円}$$

規則様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	10,438円 金 8, 〇 〇 〇 円 也
内容	1 月分 ガソリン代
支払先	吉永石油(株) ほか
支払年月日	平成30年 1月 1日(月) ほか
理由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛て名がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

〆 30年 1月 28日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

1130年 / 月28日

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏



領収書添付用紙

会派名：西森 美和

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ENEOS

ENEOS

Mobil (納品書領収書)

納品書(領収書)

ご利用ありがとうございます。
2018年01月01日 15:53

売上
ガソリン カード 払い 様
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P13
数量 21.13L *
単価 142円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(内消費税等(8.00%) ¥222)

クレジット支払
有効期限：XX/XX NC
支払方法：一括払い
承認番号：0001651

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税額は、地方消費税が含まれています。

吉永石油(有) アタゴSS
高知県高知市伊勢崎町8-26
TEL:088-875-7032 SS-102626
レシートNo 2308-05 デ-5No3360-3362
外通番17-48590
001 2018/01/01

納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されています。

2018年01月11日 09:31

売上
ガソリン カード 払い 様
提携カード
車両番号 実車番 7025
0026-00
レギュラー P-01
24.78L *
144円 ¥3,568

合計 ¥3,568
(内消費税等(8.00%) ¥264)

クレジット支払
有効期限：XX/XX NC
支払方法：一括払い
承認番号：4717060

現金でお買上げの場合は、領収書にかえさせていただきます。

有限会社 山下オート商会
万々SS
高知県 高知市万々353-3
TEL:088-872-1073 SS-690061
レシートNo 6191-01 デ-5No0985-0987
外通番17-11590
009 2018/01/11

富士産業
比島 SS
高知県高知市比島町4-1-35
TEL:088-872-5577

2018/01/25(木)20:28 2018/01/25

ウエ 様
11-53004-000013-05300-0000
売上 現金メンバー(自SS)

4264 000120
レギュラー ¥3870
26.15L, L @148 L-5 P-5

合計 ¥3,870
(内消費税等 ¥287)

1万 6130 5千 1130 4千 130
※上記にて領収書とさせていただきます

No.5541 担当: []

10.438

$$(3,000 + 3,568 + 3,870) \times \frac{3}{8} = 3,914$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

No. _____

伊藤 弘幸 様

430年 1月30日

★ ¥5,256-

但 ガソリン代 36L

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市若松町6番17号
藤本石油株式会社

ガソリン代

$$5,256 \times \frac{3}{8} = 1,971 \text{円}$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
① 調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 証 大久保 尊司 様

No. 3481

✳ ¥ 5,600-

但レギスラ- 39,442 @ ¥142-

2018年 1月 5日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金	クレジット	
小切手		
		税抜金額
	%	消費税額

APICA DR 362

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

領 収 証 大久保 尊司 様

No. 3489

✳ ¥ 4,000-

但レギスラ- 28,172 (11,142円)

2018年 1月 22日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

現金	クレジット	
小切手		
		税抜金額
	%	消費税額

APICA DR 362

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

1月分ガソリン代

$$(5,600 + 4,000) \times \frac{3}{8} = \underline{\underline{3,600円}}$$

領 収 書 添 付 用 紙

議員名： 山根 堂宏

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

6674 x $\frac{3}{8}$ 控分 = 2.502.

ENEOS

納品書(領収書)

2018年02月23日 10:18

売上

TAKAHIRO YAMANE 様

ENEOSカード S

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-06

45, 10L(個)

*

0148

¥6,674

合計 ¥6,674

(内消費税等(8.00%) ¥494)

クレジット支払

有効期限：XX/XX NC

支払方法：一括払い

ENEOS/JOMO[®] イト残高：7,788P

ポイント交換は当店でも可能です。

本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

四国エネルギー共販株式会社

高知駅前通GS

高知県 高知市

北本町3丁目4-22

TEL:088-883-6371 SS-690013

レシ-No 4996-01 テレ-No2478-2478

共通番号12997

0004

2018/02/23

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

高木 妙

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

No. 011509

日付 30年 2月23日

高木 妙 様

金額												¥3877
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

但し ガソリン 26.2e

収入印紙
(17号文書)

上記の金額正に受領致しました。

株式会社 ジェイエイ高知市



取扱部署

三里

事業課
給油所

取扱者印



$$3877 \times \frac{3}{8} = 1453$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

R No 039082

領 収 証

寺内 憲資 様

印
紙

¥ 9 5 2 5

ただし油代 60円

上記の通り有難く領収致しました

平成 30 年 2 月 28 日

入 金 内 訳	
現 金	✓ 9,525-
小切手	
振 込	
相 殺	
手 形	
軽油税	
消費税	



高知 株式会社

高知市 6 番 44 号
TEL 822-7525 FAX 822-7525



25.1. 2×50×1000冊

$$9,525 \text{円} \times \frac{3}{8} = 3,571 \text{円}$$

規則様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	金 ^{6,000} 2,420 円也
内容	2月分 ガソリン代
支払先	高知石油(株) ほか
支払年月日	平成30年 2月 4日(日) ほか
理由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛て名がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いしましたので証明願います。

会派名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

30年 2月 28日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

平成30年 2月 28日

会派名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏



領収書添付用紙

会派名：西森 美和

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	



納品書 (領収書)

高知石油株式会社
セルフステーション北バイパス
高知県高知市 薊野
北町 2丁目 11番35号
TEL:088-820-2606 SS-082511

2018年02月04日 08:31 伝票No. 0179
通番3715

61-08251-000003-001
お買上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン P10 ¥3000
数量 20.27(L)
単価 @148

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥222)
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,000

9659-9659 04 2018/02/04
上記にて領収書に替えさせていただきます



納品書 (領収書)

高知石油株式会社
本町
高知県高知市 本町 5-6-44
TEL:088-823-6464 SS-034025

2018年02月14日 12:54 伝票No. 0108
通番2336

マスター様
売上 車番

11200
レギュラーガソリン P04 ¥3000
数量 20.27(L)
単価 @148

合計 ¥3,000
(内消費税 @53.8 ¥1091)
(内消費税等 ¥222)

承認No. 0000116152

支払方法 通常

担当: 1- 8080-8080 01 2018/02/14

レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様にお願ひします

$$(3,000 + 3,000) \times \frac{3}{8} = 2,250$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：大久保 尊司

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証 大久保 尊司 様

No. 3493

✳ ¥ 6024 -

但レシート 41,262 (@146)

2018年 2月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金	クレジット	
小切手		
		税抜金額
	%	消費税額

APICA DR 362

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

収入印紙

領 収 証 大久保 尊司 様

No. 3496

✳ ¥ 3200 -

但レシート 21,922 (@146)

2018年 2月 11日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金	クレジット	
小切手		
		税抜金額
	%	消費税額

APICA DR 362

高知市福井町1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘GS
TEL088-824-2035

収入印紙

2月分ガソリン代

$$(6,024 + 3,200 + 6,056) \times \frac{3}{8} = \underline{\underline{5,730}} \text{円}$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 証

大久保尊司

様

No. 3103

✳

¥ 6,056-

但 レジ- 41-48e (14617)

2018年 2月 19日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内 訳	
現金	クレジット
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

高知市穂井町1386-5
四国工業大学第一附属株式会社
進ヶ丘GS
TEL088-824-2035

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

R No 039088

領 収 証

寺内 憲資 様

印
紙

¥ 7 5 4 6

ただし3月分油代 (512)

入 金 内 訳	
現金	✓
小切手	
振込	
相殺	
手形	
軽油税	
消費税	

上記の通り有難く領収致しました

平成30年 3月 28日



高知 株式会社

高知市 6番44号
TEL 822-7525 FAX 822-7525



25.1. 2 × 50 × 1000冊

ガソリン代

$$7,546 \text{円} \times \frac{3}{8} = 2,829 \text{円}$$

領収書添付用紙

議員名： 伊藤 弘幸

費目名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

No. _____

伊藤 弘幸 様

20年3月2日

★ ￥5,212

但 カヤリ代 (35.7円)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知市若松町6番17号

藤本石油株式会社



$$5,212 \times \frac{3}{8} = 1,954 \text{ 円}$$

領収書添付用紙

会派名：大久保 尊司

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証 大久保尊司 様

No. 3111

※ ¥ 4,000-

但レギラ- 27.42 (146円)

内訳

現金	クレジット
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

2018年3月7日 上記正に領収いたしました

高知市橋舟町 1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘 GS
TEL 088-824-2035

収入印紙

領収証 大久保尊司 様

No. 3114

※ ¥ 6,004-

但レギラ- 41.22 (@146-

内訳

現金	クレジット
小切手	
	税抜金額
%	消費税額

APICA DR 362

2018年3月23日 上記正に領収いたしました

高知市橋舟町 1386-5
四国エネルギー共販株式会社
旭ヶ丘 GS
TEL 088-824-2035

収入印紙

かつりン代 (3月分)

$$(4,000 + 6,004 + 6,950) \times \frac{3}{8} = 6,357円$$

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

No. 069000

30年3月16日

領 収 証

大久保尊司 殿

金 種 類	金 額
現 金	
クレジットカード	
合 計	

領収金額	百 万	千	円
		4 6	9 5 0
			(内消費税 488 円)

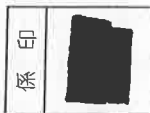
但し、45,144 0146

上記の通り正に領収致しました

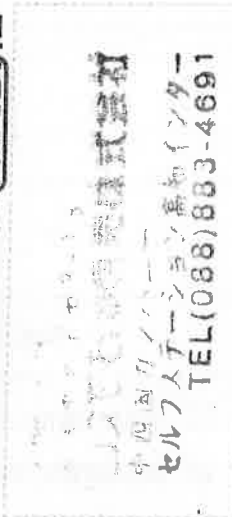
(発行元) 〒104-0082

東京都中央区八丁

コスモ石油販売株式会社



納税申告
付につき
認済承
認済署務
橋京き
納告申紙印



◆本証に領収証印・係印の無きもの及び金額訂正したものは無効

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 9,000 ^{7,000} 円 也
内 容	3 月 分 ガソリン代
支 払 先	高知石油(株) ほか
支 払 年 月 日	平成30年 3月 5日(月) ほか
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛て名がないため ※ 参考資料, 領収証書等があるときは, 別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

30年 3月 30日

依頼者氏名 西森 美和



上記のとおり支払ったことを証明します。

1430年 3月30日

会 派 名 高知市議会公明党

代表者氏名 山根 堂宏



領収書添付用紙

会派名：西森 美和

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	



納品書 (領収書)

高知石油(株)
伊勢崎SS
高知市伊勢崎町12-8
TEL:088-823-8099 SS-046664

30年03月05日 17:23 伝票No.0227

739- 様
お買上 739- 車番

11200
レギュラーガソリン 内F02 ¥3000
数量 20.27L
単価 @148

合計 ¥3,000

(内消費税等 ¥222)
承認No.0000829736
支払方法 通常
担当: 6-
伝票No0227 T-1 01160 01 30/03/05
レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様をお願いします



納品書(領収書)

ご利用ありがとうございます。
2018年03月18日 09:22

売上
ENEOS Tカード会員 様
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P01
数量 13.70L *
単価 146円 ¥2,000

合計 ¥2,000
(内消費税等(8.00%) ¥148)
お預り ¥2,000
お釣り ¥0
Tポイント:基本P 9P
特別P 0P
特別P(SS) 54P
今回計 63P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 145P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

吉永石油(有) アタゴSS
高知県高知市伊勢崎町8-26
TEL:088-875-7032 SS-102626
レシートNo.6656-01 ティ-No8443-8444
002 2018/03/18



納品書(領収書)

ご利用ありがとうございます。
2018年03月25日 20:33

売上
ENEOS Tカード会員 様

ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P13
数量 13.70L *
単価 146円 ¥2,000

合計 ¥2,000
(内消費税等(8.00%) ¥148)
お預り ¥10,000
お釣り ¥8,000
Tポイント:基本P 9P
特別P 0P
特別P(SS) 54P
今回計 63P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 222P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

吉永石油(有) アタゴSS
高知県高知市伊勢崎町8-26
TEL:088-875-7032 SS-102626
レシートNo.6329-05 ティ-No4034-4035
002 2018/03/25

お釣引換券

2018年03月25日 20:33

預り金額 10,000円
釣銭金額 8,000円

受付No 6329

7,000
(3,000 + 2,000 + 2,000) × 3/8
= 2,625

領 収 書 添 付 用 紙

議員名： 山根 堂宏

費 目 名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

$$6.216 \times \frac{3}{8} \text{ 控分} = 2.331$$

ENEOS

納品書(領収書)

2018年03月19日 17:37

売上

TAKAHIRO YAMANE 様

ENEOSカード S

車両番号 実車番 5678

0026-00

レギュラー P06

数量 42.00L *

単価 148円 ¥6,216

.....

合計 ¥6,216

(内消費税等(8.00%) ¥460)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0063099

ENEOS[®] イト残高: 7,872P

ポイント交換は当店でも可能です。

本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

四国エネルギー共販株式会社

高知駅前通GS

高知県 高知市

北本町3丁目4-22

TEL:088-883-6371 SS-690013

シートNo 4734-01 テレホンNo0748-0750


外通番17-01211

002 2018/03/19

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

活動内容等	期間又は月 日	2月 5日(月) ~ 2月 6日(火)	
	支出先	高知市議会議員 寺内憲資	
	目的・内容・結果等	2月 5日(月) (株)グリーンエネルギー研究所視察 森林資源を活用し、バイオマス発電事業と木質ペレット製造事業を調査した。 2月 6日(火) 宿毛市役所、国民宿舎「椰子の湯」 宿毛市が指定管理者制度を活用し、模範の国民宿舎経営を行なう「椰子の湯」の経営状況を調査した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	交通費旅費規程による 28,920円 ✓ 見学料 6,000円 高速料金 1,870円 ✓	36,790円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		 5 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 寺内 憲資



1 視察者氏名

寺内 憲資			

2 視察期間 30年 2月 5日～ 2月 6日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
2月 5日(月) 宿毛市所在、㈱グリーンエネルギー研究所	荒廃した山間の木材を活用した木質バイオマス発電事業と木質ペレット製造事情を調査した。	当所は、未利用木材の丸太だけでなく、枝や表皮など一般木材を使用燃料としており、宿毛市を始め6市町村が大変助かる事業を展開していた。 また、木質ペレットは、温室栽培の燃料として使われており、地元農業者に喜ばれていた。
2月 6日(火) 宿毛市役所及び国民宿舎「椰子の湯」	施設をリニューアルし、癒しの宿として成功している模範の国民宿舎の経営状況調査	現在の指定管理者は、岡山県の全国規模のレストラン事業を展開する企業で、棚田の露天風呂、レストラン等、集客力向上のため自己資金2億円を投資、リニューアルを行なうことにより癒しの宿として評判となり、外国人までもが泊まる宿となる等、成功を収めており大変参考となった。

--	--	--

- ※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。
- ※ 主要な関係資料の写しを添付してください。
視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

領収書添付用紙

会派名：寺内 憲資

費目名				
① 調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証

寺内 憲資 様 No. _____

〒13,824-1

宿泊料として

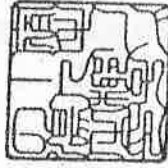
2006年 6月 6日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

入 紙
収 印

コクヨ ヴケ-1097



〒788-0014 高知県宿毛市大島17-27
TEL(0880)65-8185
FAX(0880)65-8223
宿毛リゾート椰子の湯

視察目的が宿毛市の所有する国民宿舎
の経営状況調査であるため、

宿泊は国民宿舎で泊まりました。

宿泊料(13,824円)は、旅費規定の宿泊料(13,300円)
を超えているため、請求は旅費規定の宿泊料
とします。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃		宿 泊 料		食 卓 料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額	実費額	日 数		
2	高知 (9:00)	宿毛市役所	宿毛 (12:00)	宿毛市											20,814
	宿毛 (13:00)		高知 (16:00)								(122km)	1	3,000	13,300	
6	高知 (9:00)	宿毛市役所	宿毛 (12:00)	宿毛市											8,106
	宿毛 (13:00)		高知 (16:00)							(138km)	1	3,000			
支 度 料					円										
旅行雑費					円										
					円	0.0	円	0	円	0	円	0	円	0	
合 計															
合計															
						9,620				9,620	2	6,000	0	13,300	円 (支給額) 円
															28,920

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※自家用車利用。規定により、車賃は距離×37円で計上。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
①、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 須崎東
TEL 0889-42-6189

18年 2月 5日 11時 11分
車種 普通

通行料金 ¥1,070-
(現金)

-入口料金所- 高知
ケータイから高速道路の交通情報をチェック
<http://ihighway.jp>
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号210-00111045-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 伊野
TEL 088-893-4683

18年 2月 6日 14時 21分
車種 普通

通行料金 ¥800-
(現金)

-入口料金所- 須崎東
ケータイから高速道路の交通情報をチェック
<http://ihighway.jp>
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号203-02121404-00

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 1, 8 7 0 円也
内 容	宿毛市所在、(株)グリーンエネルギー研究所及び宿毛市役所での行政視察に際し、自家用車で高速道路を使用して移動しました。
支 払 先	NEXCO西日本
支 払 年 月 日	3 0 年 2 月 5 日 (月)、2 月 6 日 (火)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (下記のとおり) 領収書に宛名がないため ※ 参考資料, 領収証書等があるときは, 別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 代表者氏名 山根 堂宏 様 3 0 年 2 月 7 日 依頼者氏名 寺内憲資	
上記のとおり支払ったことを証明します。 3 0 年 2 月 7 日 会 派 名 公明党 代表者氏名 山根 堂宏	



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
①、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

寺内 憲資

様



¥6,000

但 見学料

平成30年2月5日 上記正に領収いたしました。

〒788-0783

高知県宿毛市平田町戸内字扇366

株式会社グリーン・エネルギー
代表取締役 那須 清吾

TEL:0880-62-2262

視察に対する見学料、資料代
計 6,000 円



株式会社 グリーン・エネルギー研究所
Green Energy Laboratory Co., Ltd.

FAX

0880-62-2262

工場見学について

当社工場見学には事前予約が必要となっております。

工場見学をご希望の方は、下記申込方法ならびに注意事項を確認・承諾の上、所定のフォームにてお申し込みください。



工場見学概要

1. ご案内曜日： 木曜日（ご希望日より7日以上前の事前予約が必要です）
※ プラントの清掃・点検整備実施等により御案内できないこともございます
2. ご案内人数： 最大20名迄
3. 所要時間： 60分程度（事業概要説明+担当者による工場案内）
4. 料金： 見学料1組につき5000円+資料代としておひとりさまにつき1000円頂きます

工場見学お申込み方法

宿毛バイオマス発電所及び木質ペレット製造所の見学をご希望される方は、下記フォーム（申込書、注意事項）にご記入のうえ、御希望見学日の1週間前までにFAXまたはメールでご連絡いただくようお願いいたします。



工場見学申込書

申込年月日	平成 年 月 日 ()		
ふりがな 団体名			
ふりがな 申込者名			
住 所	〒		
	mail アドレス :		
tel/fax	/		
団 体 構 成	大 人	名	
	子 ども	名	
見学の目的 ※必ずご記入下さい			
見学希望日時 ※当社で調整させていただく場合があります。	第一希望	平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分～	
	第二希望	平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分～	
当社までの交通手段 ※駐車台数の確認の為 ご記入下さい	バス 台 ・ 普通車 台 ・ その他 ()		

※見学科として1組5,000円、資料代1名1,000円を申し受けます。

※申込書にご記入いただいた個人情報は「工場見学会」に限り使用致します。

※別紙に参加者全員のお名前をご記入下さい。

※参加者全員が「工場見学に際して注意事項」を必ずお読みいただき、代表者の署名捺印の上、申込書に添えてお申込み下さい。

FAX : 0880-62-2261

株式会社グリーン・エネルギー研究所 宿毛事業所 総務課宛

※見学希望日の1週間前までにお申し込み下さい



工場見学に際しての注意事項

工場見学はお申し込み前に注意事項を必ずお読みいただき、ご理解・ご協力の上で参加をお願い致します。

1. 工場内には階段の昇り降りや滑りやすい場所がありますので、ズボンなど動きやすい服装、滑りにくい運動靴などでお越しください。
2. 工場見学に際しては、所定のヘルメットを着帽していただきます。(ヘルメットは当社にて準備いたします)
また、見学時にはヘッドセットの貸出をさせていただいておりますが、お取り扱いには十分ご注意ください、お戻りになられる際にご返却いただくようお願いいたします。
3. 工場見学中の飲食、喫煙は固くお断りします。
4. 工場見学中は、携帯電話の電源をお切りください。
5. 安全上の配慮から、工場内全域で写真撮影、ビデオ撮影をすることは固くお断りします。
6. 工場内では安全確保のため、当社見学担当者の指示に従って行動してください。
7. 機械をはじめ工場内の設備・商品には絶対に触れないようお願い致します。
8. 酒気帯びでの工場見学は固くお断りします。
9. 車椅子をご利用の場合は事前にご相談ください。

※当方の一方的過失以外の事故などについては、一切の責任を負いかねます。
事故防止には万全を期していただくようお願い申し上げます。

参加者全員、上記注意事項を確認し、承諾致しました。

平成 年 月 日

参加者代表

印

木質ペレット製造事業

近年注目されている木質バイオマスの中でも、単位体積当たりのエネルギー量が大きく、可燃性・貯蔵性の高い木質ペレットは特に注目される存在です。熱エネルギーの供給源にバイオマスボイラーを取り入れることで様々な場面で木質ペレット利用が広がりをみせています。

当社の木質ペレット製造では、県内の木質ペレット利用者の需要を県内でまかなう「地産地消」を進めることはもとより、木質バイオマス発電事業同様、森林環境の保全と山間地域の雇用拡大に繋がることを目指しています。

●木質ペレットとは

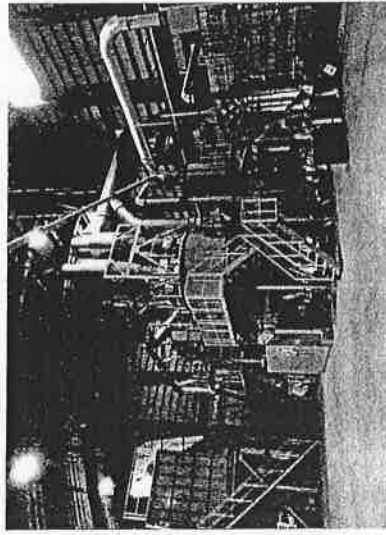
木材を細かくした「おが粉」を接着剤などの化学物質を一切使用せずに乾燥と圧縮のみで固めた固形燃料です。

樹木の有している特性を生かしているため、チップやおが粉よりも熱量が高く、燃焼効率に優れています。また、同じ熱量であれば発熱量も小さくなるので輸送や保管・補給時の取り扱いやすさといった面でも有効な燃料といえます。

カーボンニュートラルによる地球温暖化防止だけでなく、輸送等で消費されるエネルギーの削減(CO2排出量削減)にも有効なエコ燃料として注目が高まっています。

また、木質製品としての吸湿性・消臭性が注目され、猫砂(ペレット利用)といった燃料以外の用途にも利用が広がっています。

- ▶ 施設名称 木質ペレット製造所
- ▶ 仕様 生産能力 2.5t/h
- ▶ 使用原料 「針葉樹」丸太、背板等製材端材、おが粉
- ▶ 製品 木質ペレット燃料(ホワイトペレット)
含水率:6-8%程度
寸法:φ6mm、長さ10mm~30mm
- ▶ 導入例 農業用ハウス加温設備、畜産関係獣舎暖房設備
製茶・海産物の乾燥設備、温浴施設の給湯設備等



▲木質ペレット製造設備



おが粉貯蔵ヤード

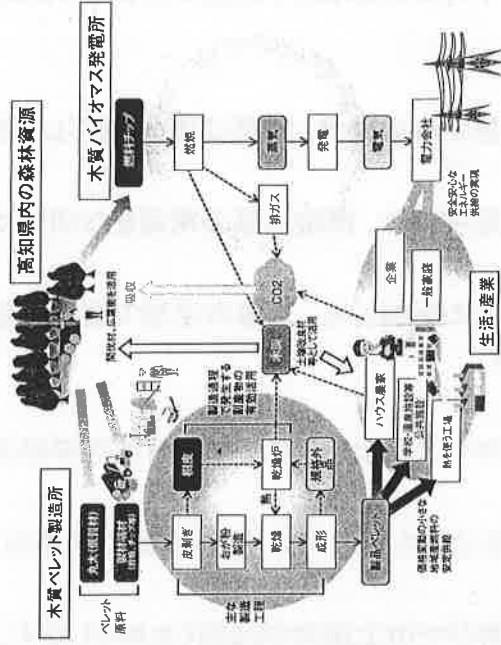


木質ペレット(製品)

Green Energy Laboratory

(株)グリーン・エネルギー研究所は、「枯渇しないエネルギー」である森林資源を活用することにより、再生可能エネルギーの普及と地域経済の持続的発展に向けて地域の皆さまとともに地域社会の持続的発展に向けて歩んでいきたいと考えています。

当社が目指す森林資源を柱とした持続可能な地域社会モデル



木質ペレット製造履帯機(施設側面写真)



事業所内貯蔵状況



発電機中央管理室

木質バイオマス発電事業

風力、小水力、太陽光...など、さまざまな再生可能エネルギー発電事業の中でも天候などに左右されず最も安定した発電量を維持できるのが木質バイオマス発電です。

当社では、間伐材や林地残材、製材端材さらには樹皮(バーク)などのこれまで利用していなかった材をエネルギー源とした木質バイオマス発電事業を展開しています。発電燃料として未利用資源を活用する事で、森林環境の保全を促し、山間地域での雇用拡大を促進するといった付随効果も期待しております。

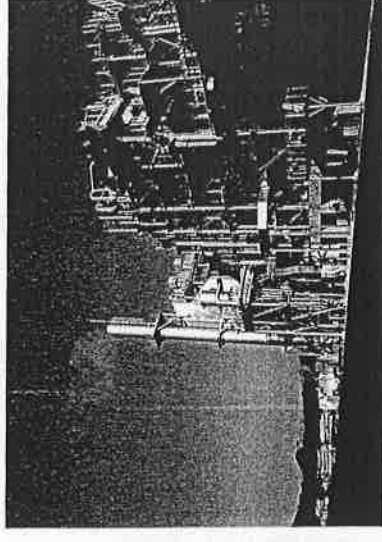
●木質バイオマスとは

「バイオマス」とはエネルギーとして利用可能な生物体全てのことを言い、そのうち樹木からなるものが「木質バイオマス」と呼ばれています。

為替変動や海外情勢の影響を受けやすい石油系エネルギーに比べ、国内で安定した量と価格の調達が可能である木質バイオマスが現在注目を集めています。

伐採の現場や製材所などで放棄または廃棄されてきた間伐材、枝、葉、樹皮などが木質バイオマスとして利用されています。燃焼時に発生するCO2は、木の成長時にすでに吸収されており(カーボンニュートラル)、地球温暖化防止に有効かつ、人間の手によって作り出すことが出来る再生産可能なグリーンエネルギーとして位置づけられています。

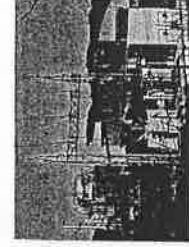
- ▶ 施設名称 宿毛バイオマス発電所
- ▶ 発電仕様 定格発電出力 6,500KW/送電電力 5,800KW(最大6,000KW)
- ▶ 使用燃料 木質チップ燃料(未利用木材、一般木材)
- ▶ 計画発電量 約4,500万kWh/年
(宿毛市内一般世帯数約1万世帯の1.2倍程度の電力量)
- ▶ ボイラ形式 自然循環式水管ボイラ
- ▶ 燃焼方式 コンビネーションストーカー炉
- ▶ タービン仕様 衝動減速機付蒸気タービン
- ▶ 発電機仕様 三相同期発電機
- ▶ 原料使用量 約9万t/年



▲木質バイオマス発電用ボイラ



左:発電機、右:蒸気タービン



特別高圧受変電設備

おなかもココロもたっぷり満たされ、いつもと違う極上のひとときをお楽しみください。

湯



棚田状露天風呂



露天風呂

四国初、大展望棚田状露天風呂。

露天に四国初となる棚田状風呂や絵風呂を完備。目の前に広がる雄大な太平洋を見下ろしながら、冬場の夕暮れには宿毛名物「だるま夕日」を眺めながら…、他では体験できない極上の癒やしがあります。

棚田状露天風呂	露天絵風呂	室内大浴場
水風呂	サウナ室	バリアフリー
日帰り可能		

お風呂のご案内

入浴時間 6:00~8:30 / 13:00~23:00

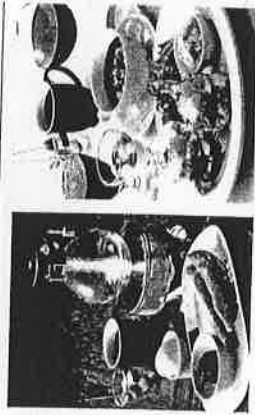
食

宿毛ならではの食材を、宿毛ならではの食べ方で。

“魚のゆりかご”“天然の養殖場”と言われる宿毛湾で水揚げされた魚は脂のりが良く絶品です。その新鮮な漁の幸をより美味しく食べていただく、漁師町・宿毛ならではの食べ方で料理をご提供いたします。



朝食の一例



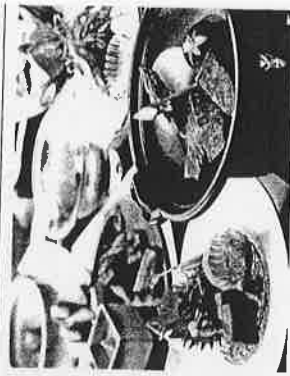
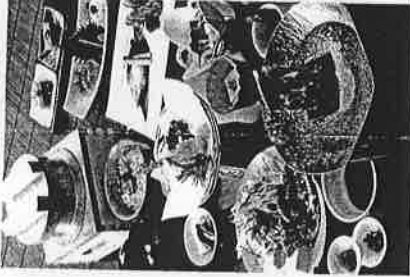
から焼き
体験も
できます。



営業のご案内

〈朝食〉 7:00~9:00
 〈昼食〉 11:00~14:30
 〈夕食〉 18:00~22:00

夕食の一例



数量
固定



泊



全客室、宿毛湾を一望できるオーションビュー。



窓を開ければ潮風が心地♪全室オーションビュー。冬場は宿毛湾の夕暮れお楽しみいただけます。旅行からビジネスまでさまざまなシーンでご利用ください。

宴会プラン

宿毛リゾート柳子の海はお祝い事やご法要、会葬、宴会など、多様なシーンのイベント会場としてもご利用いただけます。

宴会

慶事

ご法要



5F

全客室もみはびす
 スパ・サウナ
 ナルベ他、本格的な
 ニュースタッフなど
 あらゆるお楽しみが
 揃っています。

営業時間 13:00~22:00

天風

SAKITA

平成28年度 国民宿舎運営事業特別会計収支決算【見込み】

歳入

	款項目	節	予算額	決算額	予算残額
使用料	1. 1. 1	1	9,000,000	9,000,000	0
施設整備基金繰入	2. 1. 1	1	1,981,000	2,695,680	△ 714,680
一般会計繰入	2. 2. 1	1	1,853,000	0	1,853,000
利子	3. 1. 1	1	10,000	9,957	43
	計		12,844,000	11,705,637	1,138,363

歳出

	款項目	節	予算額	決算額	予算残額
修繕	1. 1. 1	11	2,853,000	2,112,480	740,520
工事	1. 1. 1	15	981,000	583,200	397,800
施設整備基金積立	1. 1. 1	25	4,010,000	4,009,957	43
一般会計繰出	1. 1. 1	28	5,000,000	5,000,000	0
	2. 1. 1	23	0	0	0
	2. 1. 2	23	0	0	0
	計		12,844,000	11,705,637	1,138,363

1.1.1 40%

2億1400万円

(3社
700本程度)

1418 施設おしり者制度 2014.5.10年

1427 岡山県と2社を林也Pおしり → 夏以降 → 再開
 ↓
 宿泊1000と2社4社

協定 大分県 50%以上
 50%未満
 協定おしり者

平成29年度宿毛市特別会計当初予算(1.1.1 国民宿舍運営事業特別会計)

節	前年度予算額(H28)		要求額(平成29年度)		金額
	当初	決算見込	要求額	積算増減	
9 旅費	0	0	0	計 0円	
11 需用費	745	2,113	2,556	施設等修繕料 電話交換装置取替工事 1,000,000 1,556,000	
12 役員費	0	0	0	計 2,556,000円	
13 委託料	0	0	0	計 0円	
15 工事請負 費	10,800	583	0	計 0円	
18 備品購入 費	0	0	0	計 0円	
25 積立金	2,012	4,007	4,010	施設整備等基金積立金 積立金利息 4,000,000円×年利0.23% 9,200	
27 公課費	0	0	0	計 4,009,200円	
28 繰出金	5,000	5,000	5,000	計 5,000,000	
計	18,557	11,703	11,566	計 5,000,000円 計 11,565,200円	

平成28年度予算額			金額	予算額
科目	名称	積算増減		
		計	0円	0
	施設等修繕料		1,000,000	1,000
		計	1,000,000円	
		計	0円	0
		計	0円	0
	椰子専務計工コン取替工事		980,640	981
		計	980,640円	
		計	0円	0
	施設整備等基金積立金 積立金利息		4,000,000 6,474	4,007
		計	4,006,474円	
		計	0円	0
	一般会計繰出金		5,000,000	5,000
		計	5,000,000円	
		計	10,987,114円	10,988

○宿毛市国民宿舎条例

平成17年6月28日

条例第31号

改正 平成25年6月27日条例第35号

平成28年6月29日条例第28号

宿毛市国民宿舎条例（昭和44年宿毛市条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国民年金被保険者及び勤労者等の保健休養と福祉の増進を図り、合わせて一般観光客の利用に供するため本市に国民宿舎（以下「宿舎」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宿毛市国民宿舎椰子	宿毛市大島17番27号

（事業）

第3条 宿舎は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 宿舎及び休養施設の提供
- (2) その他宿舎設置の目的にふさわしい事業

（指定管理者による管理）

第4条 宿舎の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 宿舎の運営に関する業務
- (2) 宿舎の利用の許可に関する業務
- (3) 宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宿舎の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の管理の期間）

第6条 指定管理者が宿舎の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第4条の規定による指定を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 第5条に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

2 前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画書による宿舎の管理が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、宿舎の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) その事業計画書による業務の実施により利用者の利便性の向上を図り、利用者の増進に努める目的を達成することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、規則で定める事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、宿舎の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、その業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取り消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(供用日等)

第12条 宿舍の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 供用日は、1月1日から12月31日の毎日とする。

(2) 供用時間は、終日とする。

(利用の許可)

第13条 宿舍を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号に該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 宿舍の施設又は設備を損傷するおそれが認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、宿舍の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

(1) 利用者が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、宿舎の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項各号の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合はこの限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、宿舎利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(増改築等の制限)

第16条 指定管理者において宿舎の増改築及び特別の設備を設けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第18条 利用者は、宿舎の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を帰去するまでに指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額に消費税相当額及び地方消費税相当額を合算した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも同様とする。

(利用料金の収入)

第19条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第21条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により宿舎が利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(損害賠償義務)

第22条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により宿舎の施設若しくは設備を損壊し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、宿毛市個人情報保護条例（平成13年宿毛市条例第27号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により行う

ことができる。

附 則（平成25年6月27日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月29日条例第28号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第18条関係）

1 宿泊料金（1人1泊につき）

利用者区分		利用者区分		
		大人	小学校児童	幼児
和室4人部屋 (8畳)	1室を1人で利用	7,100円	6,600円	2,000円
	1室を2人で利用	6,600円	6,100円	2,000円
	1室を3人以上で利用	5,600円	5,100円	2,000円
和室5人部屋 (10畳)	1室を1人で利用	8,100円	7,600円	2,000円
	1室を2人で利用	7,600円	7,100円	2,000円
	1室を3人で利用	7,100円	6,600円	2,000円
	1室を4人以上で利用	6,600円	6,100円	2,000円
洋室2人部屋	1室を1人で利用	8,600円	8,100円	2,000円
	1室を2人で利用	7,600円	7,100円	2,000円
宿泊客の延長料金 1時間まで		300円	200円	100円

備考

- 1 「大人」とは、中学校生徒以上の者をいう（以下同じ。）。
- 2 「幼児」とは、2歳以上の未就学者をいう（以下同じ。）。
- 3 年末年始（12月27日から1月3日までをいう。）、ゴールデンウィーク（4月27日から5月7日までをいう。）及びお盆時期（8月9日から8月15日までをいう。）については、大人1,000円、小学校児童・幼児500円を加算できるものとする。

4 宿泊利用者の利用時間は、午後3時から翌日の午前10時までとする。

2 休憩料金（1人につき）

区分		利用者		
		大人	小学校児童	幼児
客室	3時間まで	1,500円	1,000円	500円
	5時間まで	2,500円	1,500円	1,000円
広間	3時間まで	550円	400円	300円
	5時間まで	900円	500円	400円

3 入浴料金（1人1回につき）

区分	入浴料	備考
利用者		宿泊利用者が宿泊利用中に利用する場合の入浴料金は、宿泊料金に含む。
大人	600円	
小学校児童	300円	
幼児	200円	

4 会議室利用料金

区分		午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
		まで	5時まで	9時まで
大会議室		15,000円	20,000円	15,000円
大会議室を分割して利用する場合	中会議室	9,000円	12,000円	9,000円
	小会議室	5,000円	6,500円	5,000円

5 貸与料金

区分	麻雀
単位	1組
料金	1,000円

6 その他

(1) 利用者の宿泊料金は、客室及び客室備え付き備品並びに寝具、衣類等の利用料金とする。

- (2) 利用者の休憩料金は、客室及び客室備え付け備品並びに広間の利用料金とする。
- (3) 客室で飲食を提供する場合は、配膳した飲食料金の1割相当額を徴収することができる。
- (4) 飲食料金は、指定管理者があらかじめ市長の同意を得て定める額により徴収する。

○宿毛市国民宿舎条例施行規則

平成17年6月28日

規則第13号

改正 平成20年9月17日規則第25号

平成28年5月18日規則第25号

宿毛市国民宿舎条例施行規則(昭和44年宿毛市規則第6号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、宿毛市国民宿舎条例(平成17年宿毛市条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(通称)

第1条の2 条例第2条に規定する宿毛市国民宿舎椰子の通称は、宿毛リゾート椰子の湯とする。

(利用の許可)

第2条 条例第13条第1項の規定により、宿毛市国民宿舎(以下「宿舎」という。)の利用の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した利用申請書を条例第4条の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名及び連絡先
- (2) 利用しようとする宿舎の施設の種類及び利用年月日
- (3) 利用しようとする者の人数、性別
- (4) その他(飲食の有無及び到着時刻等)

2 指定管理者は、前項の規定による利用の申込みを受けた場合は、許可の可否を決定し、速やかに通知しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(遵守事項)

第3条 前条第2項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿舎の施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 火災の予防に注意すること。

- (3) 午後10時以降は、出入りしないこと。ただし、指定管理者の許可を受けたときはこの限りでない。
- (4) 利用期間中に外出するときは、行き先、帰着予定時刻を指定管理者に連絡すること。
- (5) 指定管理者の許可を受けずに、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (6) 騒音を発生し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、宿舎の管理上不相当と認められる行為をしないこと。

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又は宿舎の関係職員の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

(損傷等の届出)

第4条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(施設の管理)

第5条 指定管理者は、次の各号に定めるところにより宿舎を管理しなければならない。

- (1) 施設等の管理は、常に最善の注意を払い、補修・改修若しくは補充の必要が生じた場合は、市長と協議して速やかに措置しなければならない。
- (2) 宿舎は、設置目的に従って健全かつ明朗な雰囲気と必要な秩序維持に努めなければならない。
- (3) 宿舎及びその周辺の環境衛生に留意するとともに、火災、盗難、伝染性の疾病等の非常災害（以下「非常事態」という。）の防止に万全を期さなければならない。
- (4) 非常事態が発生した場合は、速やかに利用者の安全を図るとともに、関係機関に連絡し、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(飲食物の提供)

第6条 宿舎における利用者の飲食物は、原則としてレストランで提供するものとする。ただし、利用者の求めにより指定管理者が必要と認めた場合は、客室等（個

室及び会議室をいう。)で提供することができる。

(指定管理者の指定に必要な書類)

第7条 条例第4条の規定による指定管理者の指定を受けようとする者が、条例第7条に定める申請の際に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 定款、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 第1号の申請書を提出する日の属する事業年度及び前年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書の提出期限等)

第8条 条例第9条の規定による事業報告書の提出は、指定管理者事業報告書(第4号様式。以下「事業報告書」という。)により行うものとする。

2 事業報告書の提出期限は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日後)30日以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、当該期間を延長することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 宿毛市国民宿舎条例の全部を改正する条例(平成17年宿毛市条例第31号)附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の宿毛市国民宿舎条例施行規則第7条の規

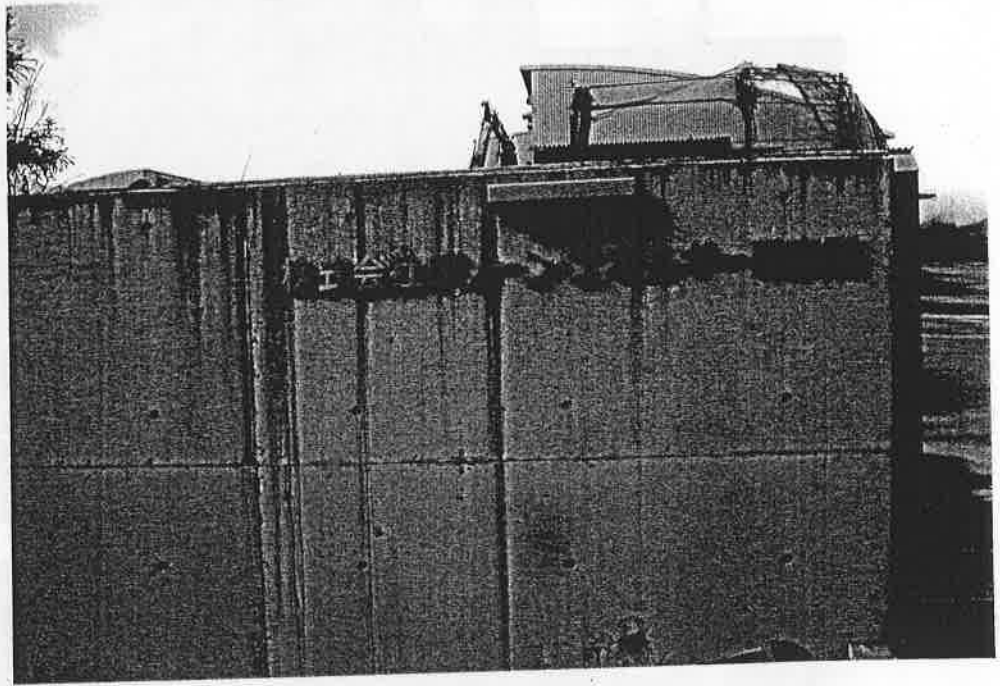
定の例による。

附 則（平成20年9月17日規則第25号）

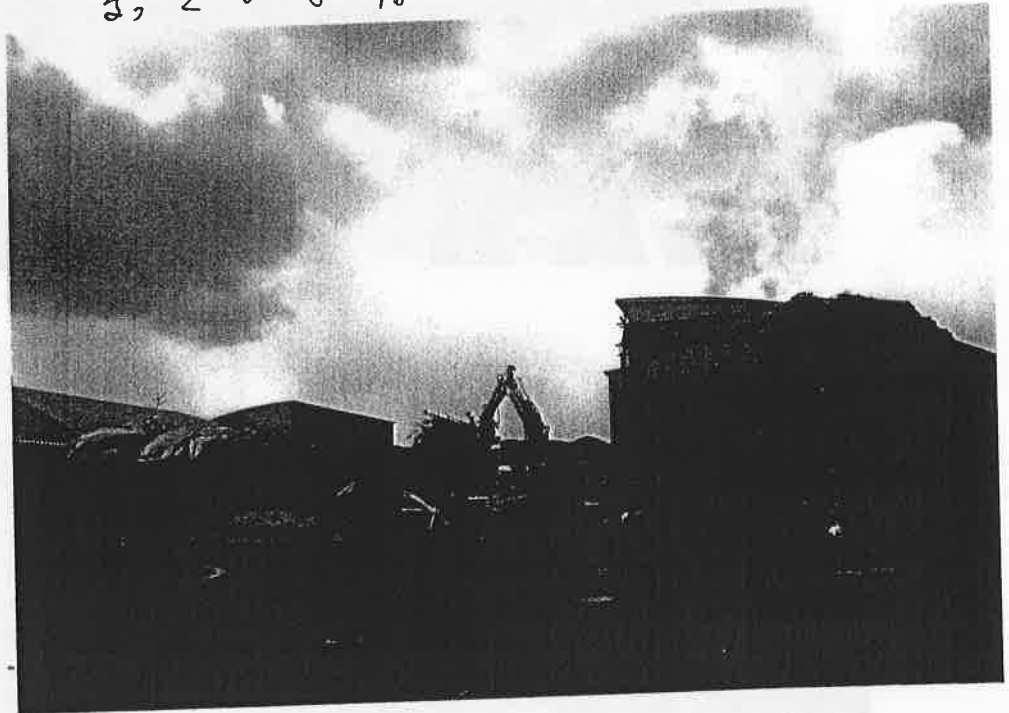
この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成28年5月18日規則第25号）

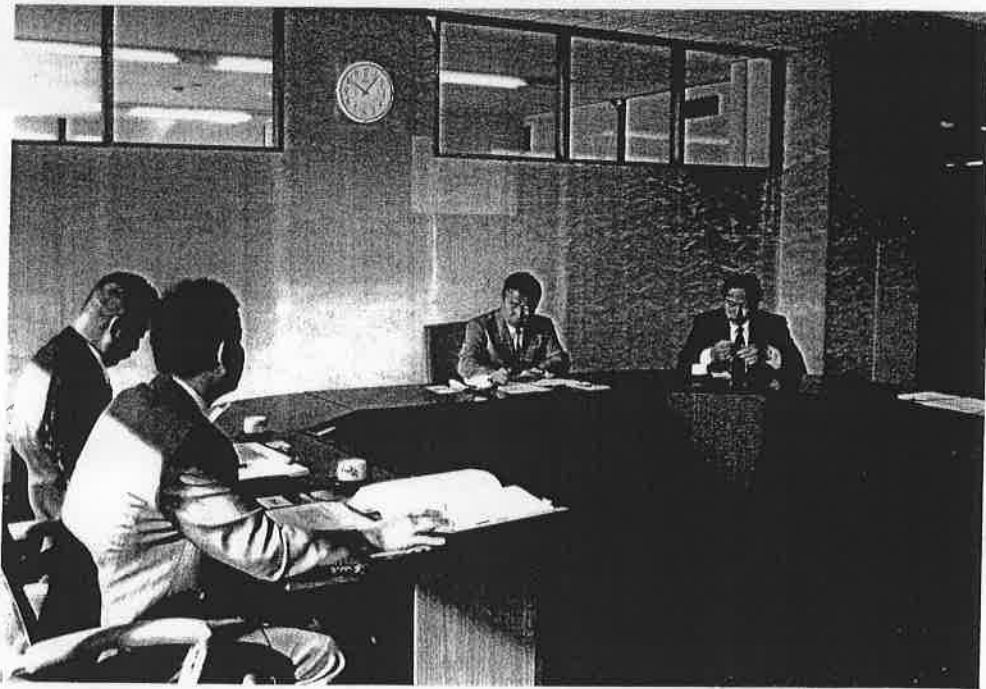
この規則は、公布の日から施行する。



視察に対し、工場内での写真撮影が禁止
されたとのことから、添付写真が少なく
なるといいます。



宿毛市役所での視察状況





規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

活動内容等	期間又は月 日	1月15日(月)	
	支出先	高知市議会議員 寺内憲資、高木妙、西森美和、伊藤弘幸	
	目的・内容・結果等	<p>1月15日 1130~1330</p> <p>衆議院第1議員会館多目的ホールで開催された日本のインバウンド観光を担当する観光局特別顧問 デーボッド・アトキンソン氏の講演会に参加し、政府が進めている外国人観光政策の現状と課題、今後の見通しを勉強した</p> <p>1月15日 1430~1600</p> <p>憲政記念館で開催された講演会において、封建制度から憲法制定後の憲政までの流れを学んだ</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	✓	✓
	研修費	旅費 63,900 円×4名 教材購入費 1,620 円×4 振込み手数料 324 円×4	263,376
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		12	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

参考様式1 視察に係る旅費交通費の記載例（規則様式第8号別紙）

別紙

視察に係る旅費交通費

月日	区 間 宿 泊 先	交通手段 支払区分	計算式・積算基準等	金 額 (円)
1/15	はりまや橋から 高知龍馬空港	バス	旅費明細書のとおり 1,340 円×4 名	5,360
〃	高知龍馬空港～ 羽田空港往復	航空機	航空券領収書のとおり 58,580 円×4 名	234,320
〃	羽田空港～国会 議事堂前往復	鉄 路	旅費明細書のとおり 980 円×4 名	3,920
〃		日当	1 日分 3,000 円×4 名	12,000
	以下空欄			
			合 計	255,600

※ 支出を伴わない移動（徒歩、相手方による送迎等）は記載不要。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃			船賃	航空賃	車賃		日当	宿泊料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額		実費額	日 数		
1 15	高知駅前 (6:15) 国会議事堂前	東京国際空港	(9:43) 国会議事堂前		3.8	310			310		1,340					34,730
										490						
	国会議事堂前 (17:25)	東京国際空港	(21:00) 高知駅前		3.8	310			310		490	1	3,000			36,390
			()													0
			()													0
			()													0
			()													0
支度料																
旅行雑費																
合 計					7.6	620	0	0	620	0	2,320	1	3,000	0	0	(支給額) 円 71,120

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。

※ 高知～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。

※ 航空賃については往復割引運賃。

※ 日帰り

勉強会のご案内

恒例の三成会勉強会を下記の通り開催したいと存じます。今回の勉強会には、ゴールドマン・サックス証券の元同僚で、現在、テレビ等でおなじみの日本政府観光局特別顧問、デービッド・アトキンソン氏（小西美術工芸社社長）をお迎えする予定です。日本の生産性向上、潜在力具現化、更には観光政策といった話題を中心に、胸襟を開いたディスカッションをしたいと考えております。ご多用中とは存じますが、ご参加賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

記

日時：平成30年1月15日（月）
勉強会 11:30～13:00
会場：衆議院第一議員会館 1階 多目的ホール
会費：2,000円（弁当代）

※ 勝手ながら、今回より、会費を事前振込み制とさせていただきます。ご参加頂ける場合は、別紙連絡用紙にてお申込みと併せて、下記口座へ、1月10日（水）までにお振込みいただけますよう、お願い申し上げます。（アトキンソン氏著書ご購入を希望される場合は、お弁当代と併せて、お振込のほどお願い申し上げます。）

【振込先】

りそな銀行 衆議院支店（普）0049192
三成会代表者 岡本三成

【振込額】

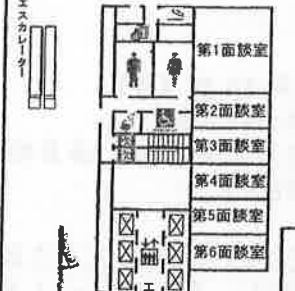
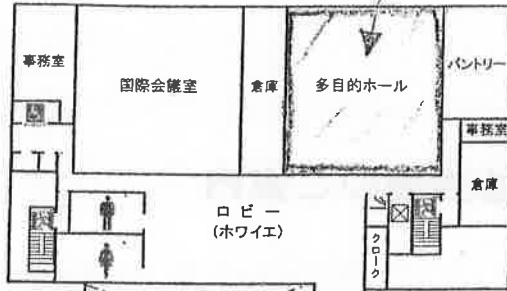
会費（弁当代）のみ： 2,000円
会費（弁当代）及び書籍：3,620円

【注意点】

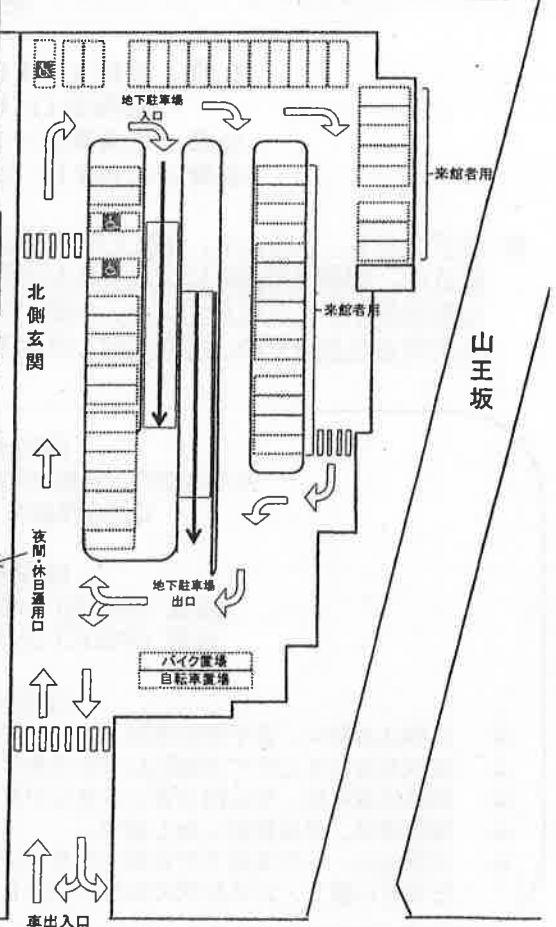
- ↓ お振込の際に、必ず御氏名の入力をお願い致します。
- ↓ 複数名分をまとめてお振込になる場合は、その旨を別紙参加申込にご明記下さい。
- ↓ 振込手数料は、申し訳ございませんが自己負担でお願い致します。
- ↓ 領収書は、当日お渡し致します。
- ↓ お振込後、やむを得ず不参加になる場合は、1月11日（木）までにご連絡を頂いた場合限り、お弁当代のみ後日返金し、書籍は郵送させていただきます。

三成会館強会
会場

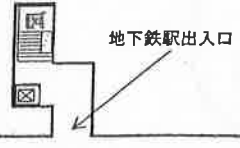
西側



第一議員会館



山王坂



東側(国会議事堂側)

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	



AA No. 749585

お客様コード 463020

平成30年1月9日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 寺内 寛資 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥58,580-

但し FOR 航空券代りて

上記金額正に領収致しました

The above sum has been duly received.

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input type="checkbox"/>

東武トップツアーズ株式会社

高知支店

〒780-0822 高知市はりまや町2-2-1
TEL 875-2171



AA No. 749584

お客様コード 463020

平成30年1月9日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 伊藤 弘幸 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥58,580-

但し FOR 航空券代りて

上記金額正に領収致しました

The above sum has been duly received.

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input type="checkbox"/>

東武トップツアーズ株式会社

高知支店

〒780-0822 高知市はりまや町2-2-1
TEL 875-2171

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

AA No. 749586



お客様コード 463020

平成 30年 1月 9日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 高木 妙 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥58,580-

但し FOR 航空券代りて

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.



※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現 金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小 切 手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input type="checkbox"/>

東武トップツアーズ株式会社
高知支店
〒780-0822 高知市はりまや町2-2-11
TEL 875-2171

AA No. 749592



お客様コード 463020

平成 30年 1月 9日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM 西森 美和 様

領 収 金 額 THE SUM OF ¥58,580-

但し FOR 航空券代りて

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.



※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現 金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小 切 手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input type="checkbox"/>

東武トップツアーズ株式会社
高知支店
〒780-0822 高知市はりまや町2-2-11
TEL 875-2171

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

発行日 平成30年 1月 15日

発行日

高知市議会 高木 妙

下記の金額正に受領いたしました。

金 ¥1,620

〒107-0066

東京都港区南青山4-13-8
TEL03-5771-2813

日付	件名	数量	単価	金額	備考
H.30.1.15	書籍代として	1	冊 1,620	1,620	税込
	「世界一訪れたい日本のつくりかた」(東洋経済新報社)				
	合 計			1,620	円

研修に使用したテキスト代
各人が書籍を購入しました

1,620円 × 4 = 6,480円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

発行日 平成 30年 1月 15日

発行日

平成 30年 1月 15日

高知市議会 西森 美和

〒107-0063
東京都港区南青山4-13-8
TEL03-5771-2813

下記の金額正に受領いたしました。

金 ¥1,620

日付	件名	数量	単価	金額	備考
H.30.1.15	書籍代として	1 冊	1,620	1,620	税込
	「世界一訪れたい日本のつくりかた」(東洋経済新報社)				
	合 計			1,620	円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、 <u>研 修 費</u>	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 書

発行日 平成 30年 1月 15日

高知市議会 伊藤弘幸

〒107-8555
東京都港区南青山4-13-8
TEL03-5771-2813

下記の金額正に受領いたしました。

金 ¥1,620

日付	件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
H.30.1.15	書籍代として 「世界一訪れたい日本のつくりかた」(東洋経済新報社)	1	冊 1,620	1,620	税込
	合 計			1,620	円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

発行日 平成 30年 1月 15日

高知市議会 寺内 憲資

〒107-0000
 デービッド・アトキンソン
 東京都港区南青山4-13-8
 TEL03-5771-2813

下記の金額正に受領いたしました。

金 ¥1,620

日付	件名	数量	単価	金額	備考
H.30.1.15	書籍代として	1 冊	1,620	1,620	税込
	「世界一訪れたい日本のつくりかた」(東洋経済新報社)				
	合 計			1,620	円

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

費目名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。 四国銀行

お取引日 30-01-04 取扱店番 0051 0001 5513
銀行番号 0175011702001
取引区分 お支払 お取引金額 ¥3,620
お取引後の残高
お支払可能残高

100円	50円	10円	5円	1円
			¥324	

お受取人
りそな銀行
衆議院支店
普通0049192
ミツナリカイ ダイヒヨウシヤ オカモトミツナリ
ご依頼人
コウチシキ カイキ イン テラウチノリヨジ 様
090-4902-0347 12:15

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。 四国銀行

お取引日 30-01-04 取扱店番 0051 0001 5516
銀行番号 0175011702001
取引区分 お支払 お取引金額 ¥3,620
お取引後の残高
お支払可能残高

100円	50円	10円	5円	1円
			¥324	

お受取人
りそな銀行
衆議院支店
普通0049192
ミツナリカイ ダイヒヨウシヤ オカモトミツナリ
ご依頼人
コウチシキ カイキ イン イトウヒロキ 様
12:18

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。 四国銀行

お取引日 30-01-04 取扱店番 0051 0001 5519
銀行番号 0175011702001
取引区分 お支払 お取引金額 ¥3,620
お取引後の残高
お支払可能残高

100円	50円	10円	5円	1円
			¥324	

お受取人
りそな銀行
衆議院支店
普通0049192
ミツナリカイ ダイヒヨウシヤ オカモトミツナリ
ご依頼人
コウチシキ カイキ イン タカキ タエ 様
12:23

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。 四国銀行

お取引日 30-01-04 取扱店番 0104 0001 7345
銀行番号 0175008101001
取引区分 お支払 お取引金額 ¥3,620
お取引後の残高
お支払可能残高

100円	50円	10円	5円	1円
			¥324	

お受取人
りそな銀行
衆議院支店
普通0049192
ミツナリカイ ダイヒヨウシヤ オカモトミツナリ
ご依頼人
ニシモリ ミワ 様
088-825-4012 10:34

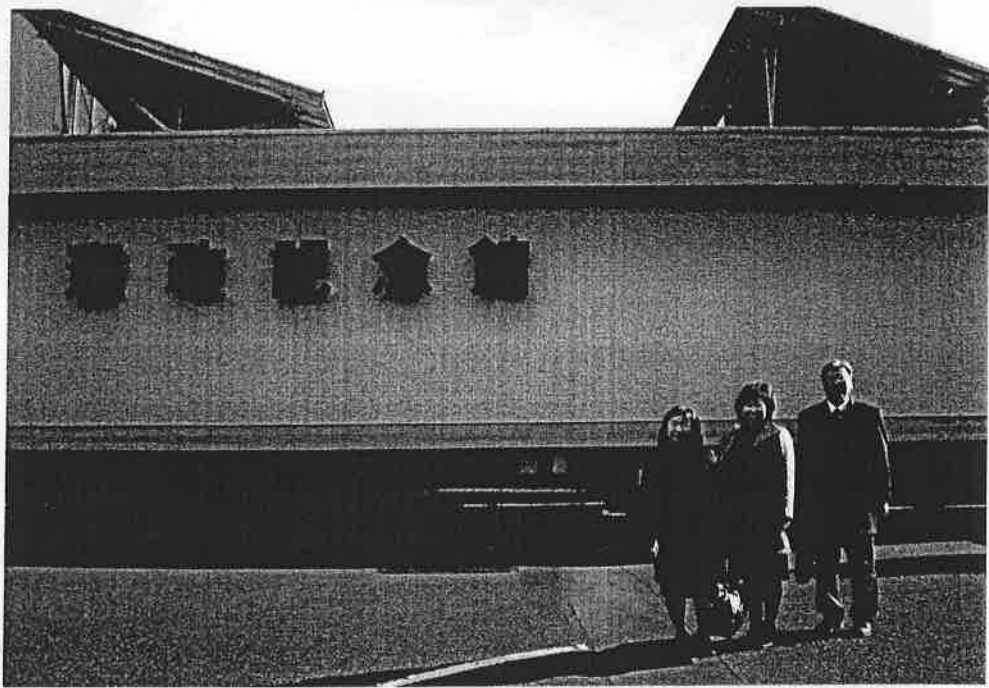
※裏面の「ご案内」をご覧ください。

振込み手数料

$324円 \times 4 = 1,296円$







講師略歴



デービッド・アトキンソン

株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長。奈良県立大学客員教授。三田証券社外取締役。元ゴールドマン・サックス証券 金融調査室長。

1965年イギリス生まれ。オックスフォード大学(日本学専攻)卒業後、大手コンサルティング会社や証券会社を経て、1992年ゴールドマン・サックス証券会社入社。大手銀行の不良債権問題をいち早く指摘し、再編の契機となった。同社取締役を経てパートナー(共同出資者)となるが、2007年退社。同社での活動中、1999年に裏千家に入門し、2006年に茶名「宗真(そうしん)」を拝受。

2009年に創立300年余りの国宝・重要文化財の補修を手掛ける小西美術工藝社入社、取締役に就任。2011年代表取締役会長兼社長、2014年に代表取締役社長に就任し現在に至る。2016年財界「経営者賞」、2017年「日英協会賞」受賞。

著書は『新・観光立国論』(山本七平賞、不動産協会賞、東洋経済新報社)、『新・所得倍増論』(東洋経済新報社)、『日本再生は、生産性向上しかない!』(飛鳥新社)、『世界一訪れたい日本のつくりかた』(東洋経済新報社)など多数。政府への提言を続ける一方、各地の観光振興のため奔走し、2015年から対外経済政策研究会委員、京都国際観光大使、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議委員、2016年から東京の観光振興を考える有識者会議メンバー、行政改革会議歳出改革ワーキンググループ構成員、迎賓館(迎賓館赤坂離宮・京都迎賓館)アドバイザー、二条城特別顧問、日光市政策専門委員などを務めている。

新・観光
立国論
【実践編】

世界一
訪れたい
日本の
つくりかた
デービッド・アトキンソン

東洋経済新報社

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

活動内容等	期間又は月日	2月5日(月) ~ 2月6日(火)	
	支出先	高知市議会議員 大久保尊司	
	目的・内容・結果等	◆2月5日~2月6日 地方議員研究会の研修会受講 2月5日(月) 1000~1230 予算議会前におさえておきたいポイント① 2月5日(月) 1400~1630 予算議会前におさえておきたいポイント① 2月6日(火) 1000~1230 子どもの貧困について 2月6日(火) 1400~1630 公共施設の再編問題	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	【旅費宿泊費 25,950円】 【日当 6,000円】 【受講料 60,000円】 【振込手数料 432円】 【書籍 2,400円 (役所を動かす質問のしかた)】	94,782円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	94,782円
	領収証書及び支払証明書添付枚数		11枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 書

No.000377475-4916031 精-01 18/02/05

[ｷｯｸｲﾝ]
 ご利用期間 2018/02/05～2018/02/06
 ご利用日 2018/02/05

オクボタカシ 様

ご請求額 9,180円
 ご入金額 10,200円
 おつり 1,020円

上記金額を現金にて領収致しました

◆ ご利用明細 ◆

室料 (1泊分) 9,180円
 合計 9,180円

スーパーホテルJR新大阪東口

大阪府大阪市東淀川区東中島1-13-26
 TEL. 06-6320-9000
 FAX. 06-6320-9002

領 収 書 大久保 尊司 様

Receipt
 領収年月日 2018.-1.31
 金額 ¥16,770 (消費税等込み)
 [クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (10323 4枚)
 四国旅客鉄道株式会社
 高知駅
 高知駅M51発行 20324-01

印紙税申告納
 付につき高松
 税務署承認済

2/5 ~ 2/6

旅費宿泊費 25,950円

* 旅費明細書には 経路が
 航空、復路は鉄道であったが、
 往復 鉄路 利用した。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

大久保尊司 様

30年2月5日

★

¥60,000

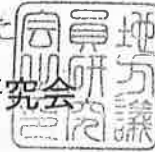
但 2/5~2/6

「予算議会前におさえておくポイント in大阪」
4講座 研修会受講代として

上記正に領収いたしました



一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297



こうぎん キャッシュサービスご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	銀行番号	口座店	口座番号	お取引					
300126	0064	016	0578	0067		お振込み					
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
1310											¥60,000
時刻	ホスト通番	手数料	おつり	お取引後の残高							
15:06	001777	¥432									



高知銀行

お振込明細・ご案内

高知銀行の個人のお客さまのキャッシュカードのお引き出し限度額が100万円になりました。詳しくは店頭窓口、またはホームページをご覧ください。

楽天銀行
普通 口座番号7520919
シヤチホウキ インケンキウカイ 様へ
オウホウ カシ 様から
電話番号088-843-5672

第二営業支店
振込番号 004

30年 1月29日扱 振込通番000034

ご利用の明細は上記のとおりでございます。どうぞご確認ください。

平成30年1月16日

高知市議会
大久保 尊司様

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 06-7878-6297
FAX 06-7878-6308

受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。

お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

- ・受講日 平成30年2月5日10:00～12:30、2月5日14:00～16:30、
2月6日10:00～12:30、2月6日14:00～16:30（大阪）
- ・受講料 1講座 15,000円 × 4講座 = 60,000円
- ・領収証宛名 ご本人様名

【 受講料 お振込み口座 】
楽天銀行 第二営業支店
普通 7520919
名義 (社)地方議員研究会

平成30年1月29日

高知市議会
大久保 尊司様

地方議員研究会
セミナー事務局
電話 06-7878-6297
(9:00-17:00)
FAX 06-7878-6308

入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。
当日のご参加をお待ちいたしております。

記

- ・受講日 平成30年2月5日10:00～12:30、2月5日14:00～16:30、
2月6日10:00～12:30、2月6日14:00～16:30（大阪）
- ・受講料 60,000円
- ・領収証宛名 ご本人様名
- ・お振込み日 平成30年1月29日
- ・お振込み名義人 大久保 尊司様

※当日は会場1階の案内をご覧の上、会議室までお越しください。

2018年2月5日

予算議会前におさえておく ポイント

森 裕之(立命館大学)

予算議会前におさえておきたい ポイント②

地方財政制度を徹底的に理解する

2018年2月6日

93

予算議会前におさえておく ポイント

森 裕之(立命館大学)

子どもの貧困について

自治体の役割を考える

公共施設の再編問題

地方創生の本旨

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 証

大久保尊司様

30年2月6日

★

¥2,400

但「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」
書籍代として
上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



地方議員のための 役所を動かす 質問のしかた

川本達志

Kawamoto Tatsushi

大好評
セミナーを
書籍化!

- テーマを絞り、粘り強く
- 役所のPDCAに乗せる
- 物語を描いて共感を得る

あなたの
質問で
まちは変わる!



数々の質問を受けてきた
元副市長が伝える質問のコツ!

学陽書房

地方議員研究会

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。
テーマ、チラシレイアウト等も同じ悪質な団体もございますので、お間違いのないようにくれぐれもご注意ください。

予算議会前におさえておくポイント

in
大阪

10:00～12:30

14:00～16:30

2月5日^月

予算議会前におさえておきたいポイント①

- ・国の平成30年度予算を確認
- ・国の予算が与える自治体財政への影響
- ・骨太の方針と財政論議のありかた

予算議会前におさえておきたいポイント②

- ・ここ数年の国の動向をおさらい
- ・地方財政の仕組みと国の財政との関係
- ・予算議会で自治体議員が指摘する視点

10:00～12:30

14:00～16:30

2月6日^火

子どもの貧困について

- ・地方議員の取り組みで社会問題の解決を
- ・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度
- ・子どもの貧困対策
- ・自治体による先進的取り組み

公共施設の再編問題

- ・地方創生と公共施設の統廃合
- ・公共施設の老朽化と自治体財政
- ・公共施設再編の先駆的事例
- ・公共施設の再編と地域づくり

森 裕之 もり ひろゆき 立命館大学政策科学部 教授、博士(政策科学)

略歴 1967年大阪府生まれ。大阪市立大学商学部、同大学院経営学研究科後期博士課程中退後、高知大学助手。その後、高知大学専任講師、大阪教育大学専任講師・助教授をへて、2003年から立命館大学政策科学部助教授。2009年より同教授。財政学とくに地方財政と公共事業を専攻。また、社会的災害(アスベスト問題など)についても公共政策論としての立場から考察。

著作 『公共事業改革論』(有斐閣、2008年)
共著：『検証・地域主権改革と地方財政』(自治体研究社、2010年)、
『地域共創と政策科学』(晃洋書房、2011年)

論文・研究発表 「国土強靱化」の財政と地域政策(2013年) 社会資本の老朽化問題(2012年) 公共事業と一括交付金(2012年) 等

↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。



メール申込み方法

mail@chihogiken.jp



FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ チェックください。

	2月5日(月)	2月6日(火)
10:00 ? 12:30	<input checked="" type="checkbox"/> 予算議会前におさえておきたいポイント①	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの貧困について
14:00 ? 16:30	<input checked="" type="checkbox"/> 予算議会前におさえておきたいポイント②	<input checked="" type="checkbox"/> 公共施設の再編問題

お名前	(フリガナ) オオク ホウ カミ 大久保 尊司	貴議会名	高知市 (1 期目)
電話番号	([REDACTED])	FAX番号	(088) 871-2485
E-mail	[REDACTED] @ [REDACTED]		
領収証宛名	本人様名)・その他()		
当日不参加の場合はチェックください	<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) <small>音声データの無断転載等はいしに同意して申込みます</small>		

開催
場所

新大阪丸ビル別館

[4講座同場所] 〒533-0033 大阪市東淀川区
東中島1-18-22 丸ビル別館

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639



JR新大阪駅 東口より徒歩2分

地下鉄御堂筋線・新大阪駅⑤⑥番出口より徒歩8分

近隣に「本館」や「新館」もございますが、会場は「別館」です。お間違えのないようお越しください。

京都・神戸まで約30分

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。
テーマ、チラシレイアウト等も同じ悪質な団体もございますので、お間違えのないようご注意ください。

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

	期間又は月日	2月1日(木) ~ 月 日()		
	支出先	高知共済会館		
活動内容等	目的・内容・結果等	高知市民児連・市議会厚生委員会意見交換会 1 日時 平成30年2月1日(木) 16:00から 2 場所 高知共済会館 3階 桜 (高知市本町5丁目3-20) 3 内容 高知市民生委員児童委員協議会連合会役員及び高知市厚生委員会委員による意見交換会 ※ 会場利用料等を委員が所属する各会派で負担 総額 17,496円 ÷ 5会派 = 3,499.2円 1会派当たり負担額 市民クラブ・・・3,500円 その他会派・・・3,499円 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
	支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費			
	研修費			
	要請・陳情活動費			
	会議費	会場利用料等		3,499
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報広聴費			
	人件費			
	事務諸費			
			合計	3,499
	領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考	領収証書原本については、本市議会市民クラブの活動内容報告書兼政務活動費支出明細書に添付			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金3,499円也
内 容	高知市民児連・市議会厚生委員会意見交換会 1 日 時 平成30年2月1日(木) 16:00から17:30 2 場 所 高知共済会館 3階 桜 3 内 容 高知市民生委員児童委員協議会連合会役員及び高知市厚生委員会委員による意見交換会
支 払 先	高知市本町5丁目3-20 高知共済会館
支 払 年 月 日	平成30年2月1日(木)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収証書の宛名が高知市議会事務局で、会派別のものを徴することができないため。 ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 公明党

代表者氏名 山根 堂宏 様

30年1月26日

依頼者氏名 大久保 尊司



上記のとおり支払ったことを証明します。

30年1月26日

会 派 名 公明党

代表者氏名 山根 堂宏



平成29年12月6日

高知市民生委員児童委員協議会連合会
会長 藤崎 忠男 様

高知市厚生常任委員会
委員長 田鍋 剛

高知市民児連・市議会厚生委員会意見交換会の開催について

拝啓 師走の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市市政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年は民生委員制度が創設100周年の大きな節目の年であります。民生委員・児童委員の皆様におかれましては、民生委員法第1条にある「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする」という目的の達成のため、日頃から身近な相談相手として地域住民の皆様からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、必要な支援へつなぐための窓口として、また、定期的な訪問などを通じて高齢者や障がい者の世帯、子どもたちへの地域の見守り活動などを行っていただくなど、地域福祉の向上のため、重要な職責を果たされておられることに大変感謝いたしております。

この大きな節目の年において、当委員会としても市民の福祉の向上のため、ぜひとも民生委員・児童委員の皆様との懇談の機会を設けさせていただき、直に生のお声をお伺いしたいと思ひ、下記のとおり意見交換会を開催する運びとなりました。

つきましては、公私ともにご多忙のこととは存じますが、意をお汲み取りいただきご出席いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 平成30年2月1日(木) 16:00から
- 2 場 所 高知共済会館
(高知市本町5丁目3-20 電話088-823-3211)
- 3 内 容 意見交換会 16:00~17:30 3階 桜
交流懇親会 17:30~19:30 4階 浜木綿
- 4 会 費 5,000円(交流懇親会参加者のみ、当日お支払いください。)
- 5 出 欠 別紙の出席者名簿にて、平成30年1月24日(水)までにお知らせください。

高知市民児連・市議会厚生委員会意見交換会

○日 時 平成30年2月1日(木)16:00~17:30

○会 場 高知市本町5丁目3-20
高知共済会館 3階 桜

意見交換会当日に支払いますので、下記負担額を1月26日(金)までにご用意いただき、厚生委員会担当書記の竹村までお持ちくださいますようお願いいたします。

記

- 1 1会派当たりの負担額 市民クラブ・・・3,500円
その他会派・・・3,499円

2 負担額に係る明細

単位:円, 単価に消費税含む。

費目	数量	単価	金額
会場利用料	1	12,096	12,096
ステージハンガー	1	5,400	5,400
合計			17,496
合計額÷5会派			3,499.2

※ 金額については、厚生委員長に確認済み

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	④、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

見 積 書				
<p>高知市議会事務局 殿</p> <p>平成29年11月29日</p> <p>高知市本町5丁目3番20号 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 高知縣市町村職員共済組合 理事長 板原 啓文</p>				
<p>下記のとおり見積もりいたします。 (下記の金額は消費税を含んでおります。)</p>				
納 期		平成30年2月1日		
納入場所				
合計金額	¥17,496			
品 名	規格	数量	単 価	金 額
会場利用料 【13:00-17:30】	桜1/3	1	12,096	12,096
ステージハンガー		1	5,400	5,400
計				17,496

領 収 書

高 知 共 済 会 館

COMMUNITY SQUARE
〒780-0870 高知市本町5丁目3-20
TEL (088) 823-3211
FAX (088) 823-3102

御部屋番号	御芳名 高知市議会事務局	御人数 29	発行日 18-2-1
部門 会 議	御到着日 18-2-1	御出発日 18-2-1	伝票番号 30020106-000

日 付	御部屋	御 明 細	単 価	数 量	御 料 金
18-2-1		** 宿泊外利用 ** 会場使用料 (桜) ステージハンガー 【小計②】	12,096 5,400	1 1	12,096 5,400 17,496
		合 計 (②)			17,496
		総 合 計 (うち消費税)			17,496 1,296



高知共済会館 COMMUNITY SQUARE
高知県市町村職員共済組合

御 利 用 額	17,496
前 受 金	0
内 金	0
利 用 券	0
御 請 求 額	17,496
現 金	17,496
カ ー ド	0
売 掛	0

* 領収印の無いものは、領収書として無効です。
* 印紙税法第5条第1号により、収入印紙は、貼りません。

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動 内容 等	期間又は 月 日	1 月 1 日 (月) ~ 3 月 31 日 (土)	
	支 出 先	(株)日経BPマーケティング ほか	
	目的・内容 ・ 結果等	政務活動のために必要な資料の購入	
支 出 金 額 等	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調査研究費		
	研 修 費		
	要請・陳情 活 動 費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費	(株)日経BPマーケティングほか資料購入	114,532 円
	広報広聴費		
	人 件 費		
	事務諸費		
合 計			114,532 円
領収証書及び支払証明書添付枚数 11 枚			
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥ 資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. _____

領 収 証

高知市議会議員 寺内 憲資 殿 平成30年 2月23日

¥ 2000-

但し 図書(新版地域分権時代の町内会・自治会)

上記金額正に領収致しました。

今後共よろしくお引立の程お願い申し上げます。

政府刊行物高知サービスステーション
 有限会社 高知県官報販売
 代表取締役 中 邑
 〒780-0870 高知市本町5丁目
 TEL 872-5866 FAX 872-6813



収 入
印 紙

コミュニティ政策学習用として購入

No. _____

領 収 証

高知市議会議員 寺内 憲資 殿 平成30年 2月23日

¥ 864-

但し 図書(高知県謎解き散歩)

上記金額正に領収致しました。

今後共よろしくお引立の程お願い申し上げます。

政府刊行物高知サービスステーション
 有限会社 高知県官報販売
 代表取締役 中 邑
 〒780-0870 高知市本町5丁目2
 TEL 872-5866 FAX 872-6813



収 入
印 紙

観光施策学習用として購入

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. _____

領 収 証

高知市議会議員
寺内 憲資 殿

平成30年 2月 23日

号 2916-

但し図書(地元親子算審議未算審査ハンドブック)

上記金額正に領収致しました。

今後共よろしくお引立の程お願い申し上げます。

政府刊行物高知サービスステーション
 有限会社 高知県官報販
 代表取締役 中 邑 薫
 〒780-0870 高知市本町5丁目2番地
 TEL 872-5866 FAX 872-6611

収 入
印 紙



No. _____

領 収 証

高知市議会議員
寺内 憲資 殿

平成30年 2月 23日

号 2700-


但し図書(図解おわかる自治体会計a(くみ))

上記金額正に領収致しました。

今後共よろしくお引立の程お願い申し上げます。

政府刊行物高知サービスステーション
 有限会社 高知県官報販
 代表取締役 中 邑 薫
 〒780-0870 高知市本町5丁目2番地
 TEL 872-5866 FAX 872-6611

収 入
印 紙



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. _____

領 収 証

高知市議会議員 殿
寺内 憲資

平成30年 2月23日

収 入
印 紙


金額 4,520 -

但し 図書(地方自治小六法平成30年版)

上記金額正に領収致しました。

今後共よろしくお引立の程お願い申し上げます。

政府刊行物高知サービスステーション
 有限会社 高知県官報販売
 代表取締役 中 邑 薫
 〒780-0870 高知市本町5丁目2番地
 TEL 872-5866 FAX 872-5867



No. _____

領 収 証

高知市議会議員 殿
寺内 憲資

平成30年 2月23日

収 入
印 紙

金額 5,024 -

但し 図書(議員必携第十次改訂新版)

上記金額正に領収致しました。

今後共よろしくお引立の程お願い申し上げます。

政府刊行物高知サービスステーション
 有限会社 高知県官報販売
 代表取締役 中 邑 薫
 〒780-0870 高知市本町5丁目2番地
 TEL 872-5866 FAX 872-5867



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
⑥ 資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 書

寺内憲資 様
平成30年2月14日

¥1,400-

但し(昨)解は 上記の金額正に領収致しました
生産性向上しかない(本代)

新刊書籍雑誌
高知市本町4丁目1番46号
(株)富士書房
代表取締役 五藤栄一郎
TEL 873-3157
FAX 872-2144

書籍購入費 1,400円

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

平成30年3月20日

高木 妙 様

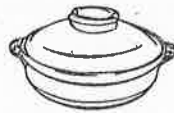
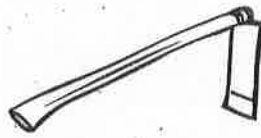
¥1,404-

但し 上記のうち 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
 高知市本町4丁目1番46号
 (株) 富士書局
 代表取締役 五藤 米郎
 TEL 873-357
 FAX 872-2141

土 と い の ち

— 南国高知発、有機でつながる食と農 —



土といのち編集委員会編